

多治見市史編さん事業の本格化に伴う総合計画基本計画の変更について

1 結論

多治見市史編さん事業が実施段階へ本格的に移行することに伴い、令和 8 年 9 月議会に総合計画基本計画の変更を提案するもの。

2 変更理由

市史編さん事業が本格実施の段階に移行したものの、現在計画している事業内容が現行の基本計画事業名に反映されていないため。

3 変更内容

<変更前>

政策の柱 4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり		
施策 4 文化・芸術振興		
5	新たな市史の編さん体制を研究します	文化財保護センター

<変更後>

政策の柱 4 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり		
施策 4 文化・芸術振興		
5	多治見市制100周年に向けて新たな市史を編さんします	文化財保護センター

4 多治見市史編さん事業の進捗状況

令和 7 年度 多治見市史編さん準備委員会の開催（2 回）

令和 8 年 4 月 1 日 多治見市史編さん委員会設置要綱制定

6 月 2 日 第 1 回多治見市史編さん委員会開催

- ・編さん委員（教育長、副教育長、文化財審議会委員、学識経験者等 9 人以内）
- ・編さん基本方針、事業計画の策定その他市史編さんに関する事本的事項について審議

6 月 10 日 第 1 回多治見市史編集部会開催

- ・編集部員（市史編さんに関する知識および経験を持つ者 17 人以内）
- ・資料の調査・収集、執筆および編集を行う

小中学校所蔵歴史資料調査、石造物調査、聞き取り調査、寺社資料調査を継続中

5 編さんスケジュール

令和 8 年度～13 年度 資料調査、テーマごとのブックレット編集執筆作業、
インターネットによる調査資料の公開（収蔵品・石造物・古文書等）

令和 14 年度～21 年度 調査、テーマごとのブックレット編集・刊行
インターネットによる調査資料の公開（収蔵品・石造物・古文書等）

令和 22 年度（多治見市制 100 周年） わかりやすい多治見市史刊行

6 参考

多治見市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 多治見市史の編さんに係る事業の円滑な実施のため、多治見市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 編さん委員会は、多治見市史（以下「市史」という。）の編さんの基本方針、事業計画の策定その他市史編さんに関する基本的事項について審議する。

(組織)

第3条 編さん委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 編さん委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長をもって充て、副委員長は副教育長をもって充てる。
- 3 委員長及び副委員長以外の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財審議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 教育、文化、産業、地域振興等に関係する団体に所属する者
- (4) 市職員

4 委員の任期は、市史の編さんに係る事業の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 編さん委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 編さん委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、編さん委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(編集部会)

第6条 編さん委員会内に、市史の編さんに係る資料の調査及び収集、執筆並びに編集を行うため、編集部会を置く。

- 2 編集部会は、編集部員17人以内をもって組織する。
- 3 編集部員は、市史編さんに関連する事項についての知識及び経験を持つ者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 編集部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、第3条第3項の委員のうちから委員長が選任する。
- 6 副部会長は、編集部員の互選により定める。
- 7 編集部員の任期は、2年とする。ただし、補欠編集部員の任期は、前任編集部員の残任期間とする。
- 8 編集部会は、必要に応じ会議を開き、部会長が議長となる。
- 9 編集部会は、必要に応じ編集状況等を編さん委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 編さん委員会の庶務は、文化財保護センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。